

# 国際医療専門学校ハラスメント防止ガイドライン

国際医療専門学校は、すべての基本的人権が尊重され安心して学習に取り組める環境を保持することが教育機関としての使命であることを確認し、ハラスメント防止にむけた啓発と、万が一ハラスメントが発生した場合における公正かつ迅速な解決を期して、以下のガイドラインを定めます。

## 1. ガイドラインの対象

- 1) ガイドラインは、本校の学生を対象とする。
- 2) ガイドラインは、本校の内外、授業（実習含む）、課外活動の時間を問わず、ハラスメントのすべてを対象とする。

## 2. ハラスメント (harassment) とは

ハラスメントとは相手の意に反する言動によって、相手の人格を傷つけ、人権を侵害し、学校の秩序を乱し、その円滑な活動を阻害するものである。本校では、修学上、教育上あるいは学生生活における関係や、SNSを利用してなされる嫌がらせやいじめ行為をハラスメントと定義し、それには性的に不適切な言動を行う『セクシュアルハラスメント』、教育の場における権力を利用して嫌がらせを行う『アカデミックハラスメント』などがある。

### 1) セクシュアル・ハラスメントとは

本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者を不快にさせる性的な言動であり、他の者にとって不快な性的言動として受け止められ、さまざまな不利益を与えたり、不快感、脅威、または屈辱感を与え、教育環境、職場環境等を悪化させることをいう。

### 2) アカデミック・ハラスメントとは

本人が意図するかしないかにかかわらず、優越的な地位または有利な立場にある者がその地位を利用して、不利な立場の者に対し、不適切な言動・指導等を行ない、学習環境、教育環境、職場環境等を悪化させることをいう。

### 3) その他のハラスメントとは

前述のハラスメントにあたらないが、他の者の意に反する言動であり、本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者にとって不快感、脅威、または屈辱感を与え、教育環境、職場環境等を悪化させることをいう。

## 3 ハラスメントを起こさないために

ハラスメント予防のためには、本校に所属するすべての学生及び関係者が、みずからの行動に責任をもち、つねに周りの人たちの人格を尊重し、相手の立場や感受性などに配慮して行動するように、心がけていく必要があります。

## 4 ハラスメントにあった場合は

- 1) 相手の行為や言動により、あなたが「不快だ」「不利益を受けている」と感じたときは、相手に対して言葉と態度ではっきりとそのことを伝えてください。相手の立場には関係なく、勇気を持って拒否し、自分の意思をはっきりと相手に伝えることが大切です。そして一人で悩むのではなく、すぐに身近な誰かに相談するか、相談窓口等に相談してください。

2) 自分の周囲でハラスメントを受けている人がいたら、勇気を持ってその人行為者に注意したり、被害の証人になったり、相談に乗ってください。また、相談窓口申し出るように勧め、被害者自身が相談窓口に行こうとしない場合、被害者にかわって相談を受けることも可能です。

## 5 相談体制

1) ハラスメントに関する申し出や相談を受け付けるハラスメント相談窓口を設置します。相談などを希望する場合は、口頭、電話、電子メールといった方法でアクセスしてください。ハラスメントについて申し出を行った被害者本人及びそのために証言を行った人は、そのことを理由として不利益な扱いや処分は一切受けることはありません。

※ただし、虚偽の申し出を行った場合などにおいては、その行為自体がハラスメントと認定され、指導・懲戒や処分の対象となることがありますので、注意してください。

2) 被害者との面談は、その他の教職員の中から、被害者と同性の者一名以上を加えた複数の教職員（以下、相談員と呼称します）が行います。

3) 相談員は、事実関係調査後、必要と認めた場合、被害者の承諾を得て、校長その他の監督者及び倫理委員会にハラスメントの発生及びその概要を報告します。

## 7 ハラスメント防止のための教育・啓発活動

本校は、快適な学生生活や職場環境、教育研究環境を阻害するハラスメントを予防するため、教育、研修、広報等の活動を通じて学生・教職員に正しい知識を広め、人権意識の啓発に努力します。具体的には、リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページの開設、講演や研修の開催などを通じてハラスメント防止への取り組みや相談体制について周知・徹底を図っていくこととします。

なお、発生した際、加害者の言動が意図的または悪意によるものと判断された場合は、学則等に基づき、加害者を懲戒処分の対象とすることがあります。

## 付 記

このガイドラインは、2023年9月1日から実施する。